

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月26日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 1,000億円を上限とします。 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース

- ・以下、上記を総称して「米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）」またはそれぞれのファンドを「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース」を「株式コース」、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース」を「株式&通貨コース」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
- 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。
- また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料

販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

スイッチング手数料

株式コースおよび株式&通貨コース間においては、スイッチング^{*}が可能です。スイッチング手数料およびスイッチングのお取り扱いの有無などは販売会社により異なりますので、詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

^{*}：スイッチングとは、米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）の各コースを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に米国好配当株プレミ

アム戦略ファンド（毎月分配型）の他のコースの取得申込をすることをいいます。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年10月27日から2023年4月25日までとします。

各ファンドは、2023年7月26日をもって信託期間が終了いたします。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）

受 付 時 間：営業日の9時～17時

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース

ファンドの目的
 高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含、日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(上 場投資信託、オブ ション))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産組合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		
			ファンド・オブ・ ファンズ	なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（上場投資信託、オプション）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。

実質的な運用は、外国投資信託証券(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて行います。投資先ファンドにおいて、担保付スワップ取引を行い、それぞれの戦略に基づく投資効果を楽しめます。

2. 米国の好配当株式を主な実質的投資対象とします。

米国の好配当株式への投資は、投資先ファンドを通じてiシェアーズ 好配当株式 ETF*(以下、「米国好配当株ETF」といいます。)と同等の投資効果を楽しめます。

- * iシェアーズ 好配当株式 ETFは、米国のNYSEアーカ取引所に上場している上場投資信託(ETF)で、ダウ・ジョーンズ米国セレクト配当インデックスの価格および利回り実績と同等水準の投資成果(報酬および経費控除前)をめざして運用されています。

iシェアーズ®はブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌエイ(以下、BTC)の登録商標です。BTCあるいはその関連会社(以下、ブラックロック)は、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース/米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース」について出資、発行、保証、販売および販売の促進をするものではありません。またブラックロックは、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース/米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース」への投資について、なんら意見を表明、あるいは保証するものではなく、当ファンドにかかる業務、営業、トレーディングおよび販売に関して、一切の責任を負うものではありません。

3. 「株式コース」と「株式&通貨コース」の2つのコースがあります。**「株式コース」**

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス*への投資を通じて「米国好配当株プレミアム戦略」に基づく運用を行い、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざします。

「株式&通貨コース」

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式&通貨クラス*への投資を通じて、「米国好配当株プレミアム戦略」に「通貨コレクション・プレミアム戦略」を組み合わせ、配当収益、オプションプレミアムおよび為替取引による投資効果の獲得と信託財産の成長をめざします。

※投資先ファンドである外国投資信託証券を指します。

*両コース間でスイッチングを行うことができます。

4. 毎月26日(休業日の場合、翌営業日)の決算日に収益分配方針に基づき分配を行います。**III 主な投資制限**

・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。・ 株式への直接投資は行いません。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

分配について

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ・収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額的水準等によって、分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

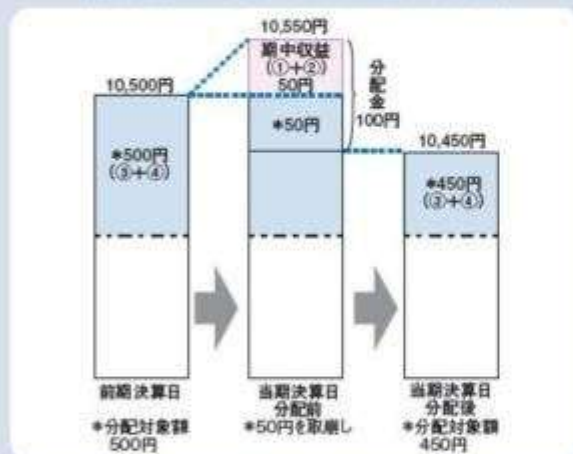
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



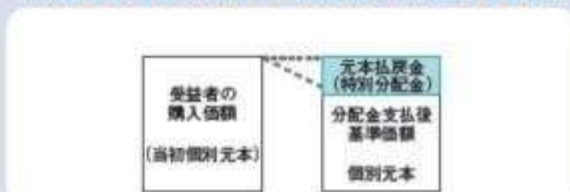
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少し（特別分配金）ます。

当ファンドのコース別戦略イメージ

- 当ファンドには、2つのコースがあります。

「株式コース」 「米国好配当株プレミアム戦略」のみの運用

「株式&通貨コース」 「米国好配当株プレミアム戦略」に「通貨コレクション・プレミアム戦略」を組み合わせた運用



※上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

米国好配当株プレミアム戦略

米国好配当株ETFへの投資に、米国好配当株ETFにかかるコール・オプションの売りを組み合わせることにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得をめざします。

通貨コレクション・プレミアム戦略

選定通貨の買い／米ドル売りを行う為替取引と選定通貨のコール・オプション(対円)の売りを組み合わせて、為替取引からのプレミアム(金利差相当分の収益)および通貨オプション取引からのオプションプレミアムの獲得をめざします。

- 通貨専門の運用会社である「ミレニアム・グローバル・インベスツメンツ社」（以下、ミレニアム・グローバル社といいます。）の助言に基づき通貨を選定します。
- 原則、月次で選定通貨ユニバースの中から、ミレニアム・グローバル社が独自に開発したファンダメンタルズ・モデル等を活用しつつ、米ドル金利に対して相対的に金利が高い6通貨が選定されます。なお、流動性も考慮するため、必ずしも相対的に利回りの高い通貨が選定されるとは限りません。
- 1通貨の構成比率は、ミレニアム・グローバル社が独自に開発したリスク指標等を活用しながら、原則として投資資産総額の4%～30%程度の範囲内で決定されます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

投資先ファンドの関係会社

クレディ・スイス

スイスのチューリッヒを本拠地とし、プライベード・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメント事業をグローバルに展開しアドバイザリー・サービス、包括的なソリューション等を幅広く提供しています。

クレディ・スイス・インターナショナル

金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を中心に行っています。

ミレニアム・グローバル・インベストメンツ

1994年に設立された為替運用に特化した独立系運用会社です。

スイッチングについて

各ファンド間でのスイッチングを行うことができます。

スイッチングの取扱いの有無、手数料は販売会社によって異なります。また、販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。

株式コース



株式&通貨コース

スイッチングが可能です

米国好配当株プレミアム戦略における損益イメージ

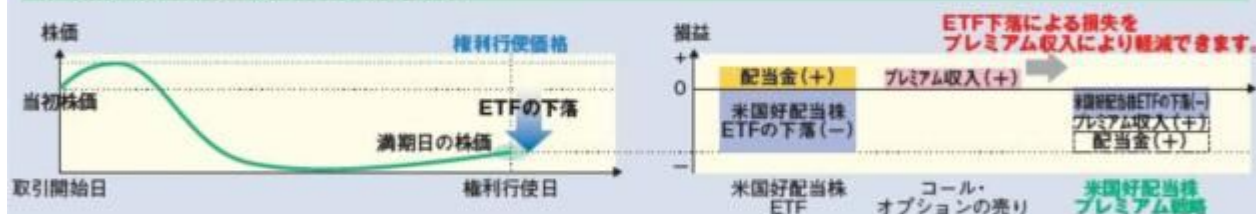
●オプション満期日における損益イメージ

	米国好配当株ETF	オプション取引(収益)	オプション取引(損失)	戦略効果
ケース① 米国好配当株ETFが上昇したが、権利行使価格以下の場合	価格の上昇 + 配当金	オプション プレミアム 収入		米国好配当株ETFの上昇で利益が発生し、配当とオプションプレミアム収入も受け取れる
ケース② 米国好配当株ETFが下落した場合	価格の下落 + 配当金	オプション プレミアム 収入		米国好配当株ETFの下落で損失が発生するものの、配当とオプションプレミアム収入が受け取れる
ケース③ 米国好配当株ETFが上昇し、権利行使価格以上になった場合	価格の上昇 + 配当金	オプション プレミアム 収入	オプションの 権利行使価格 を超えた部分	米国好配当株ETFの上昇で利益が発生し、配当とオプションプレミアム収入も受け取れるが、権利行使価格を上回る収益は受け取れない

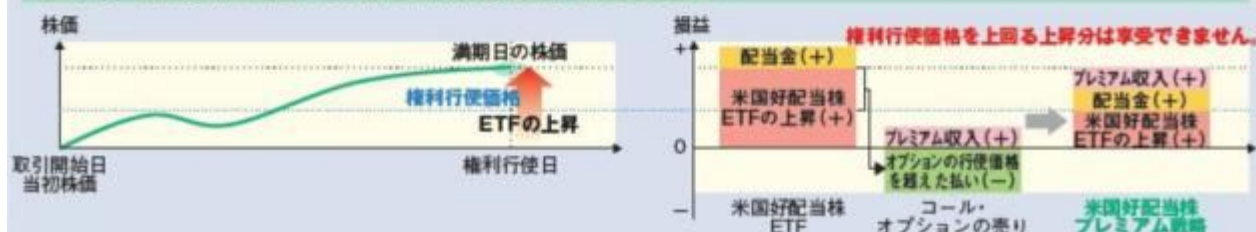
ケース① 米国好配当株ETFが上昇したが、権利行使価格以下の場合



ケース② 米国好配当株ETFが下落した場合



ケース③ 米国好配当株ETFが上昇し、権利行使価格以上になった場合



* 上記は米国好配当株プレミアム戦略に関する説明の一部であり、すべての損益を網羅したものではありません。また当ファンド全体の損益を示したものではありません。

* 上記は配当金の支払いがあった場合の損益のイメージを表したものであり、配当金の支払いは必ず行われるとは限りません。また、上図は損益のイメージを分かりやすく説明したイメージ図です。

* 上記は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

通貨コレクション・プレミアム戦略における損益イメージ

●オプション満期日における損益イメージ

	選定通貨	オプション取引(収益)	オプション取引(損失)	戦略効果
ケース① 選定通貨(対円)が 上昇したが権利行 使価格以下の場合	選定通貨 (対円)の 上昇	オプション プレミアム 収入		選定通貨(対円)の 上昇で利益が発生し、 オプションプレミアム収 入も受け取れる
ケース② 選定通貨(対円)が 下落した場合	選定通貨 (対円)の 下落	オプション プレミアム 収入		選定通貨(対円)の 下落で損失が発生する ものの、オプションプレ ミアム収入が受け取れる
ケース③ 選定通貨(対円)が 上昇し、権利行使 価格以上となった場合	選定通貨 (対円)の 上昇	オプション プレミアム 収入	オプションの 権利行使価格 を超えた分	選定通貨(対円)の 上昇で利益が発生し、 オプションプレミアム収 入も受け取れるが、権 利行使価格を上回る収 益は受け取れない

●為替取引による プレミアム/コスト

金利差	為替
選定通貨 の 短期金利 の > 米ドル の 短期金利	プレミアム (金利差相当分 の収益)の発生
選定通貨 の < 米ドル の 短期金利	コスト (金利差相当分 の費用)の発生

ケース① 選定通貨(対円)が上昇したが、権利行使価格以下の場合



ケース② 選定通貨(対円)が下落した場合



ケース③ 選定通貨(対円)が上昇し、権利行使価格以上となった場合



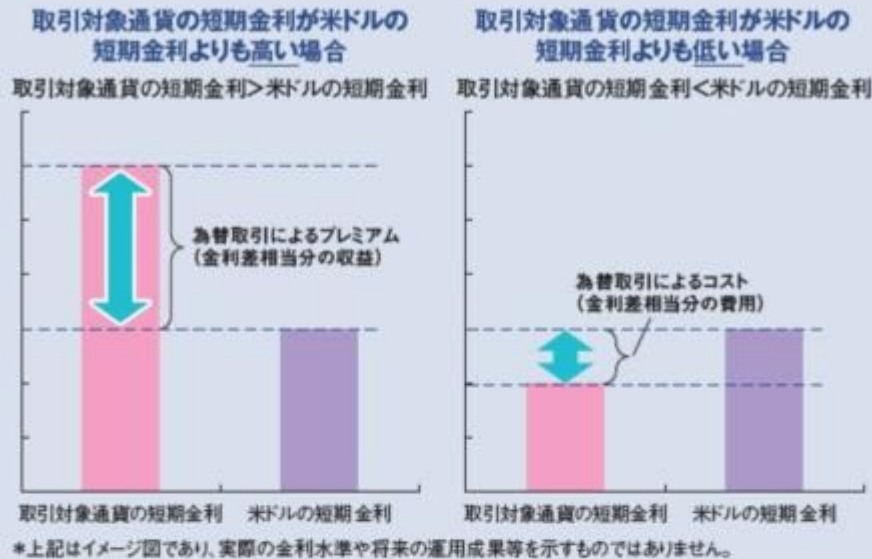
*上記は通貨コレクション・プレミアム戦略に関する説明の一部であり、すべての損益を網羅したものではありません。また当ファンド全体の損益を示したものではありません。

*上図は損益のイメージを分かりやすく説明したイメージ図です。

*上記は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引について

●為替取引によるイメージ

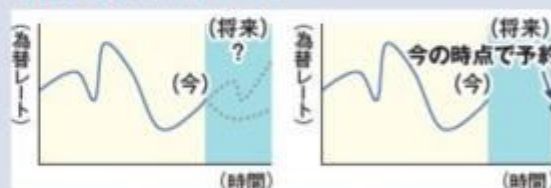


為替取引は為替予約取引やNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引によって行います。

為替予約取引とは

- 将来の通貨の種類、実行日、金額、などの条件を定めて、金融機関と外貨の決済を行う為替レートをあらかじめ取り決めておく（予約する）取引のことです。
- ただし、新興国の一部の通貨では、為替予約取引を行うことができません。それは、為替市場が先進国通貨と比較して未成熟で通貨の取引量が少なく、通貨取引に対する規制（非居住者の国外への通貨の持出し禁止など）があることが背景にあります。
(例) 中国元、インド・ルピー、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、ロシア・ルーブル
- そこで活用されるのが、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引と呼ばれるものです。

為替予約取引の（イメージ）



NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引とは

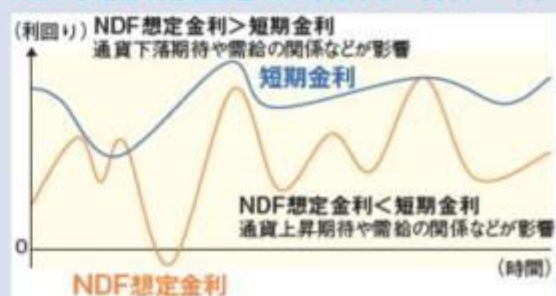
- 為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対で取引を行います。
- 当該通貨の受け渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。
- NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約と比べ、市場での需給の影響などにより、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

NDF想定金利は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、実際の短期金利より低くなる場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生により、当ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。乖離の背景は、各種規制で金融市場の自由度が高くないことから、割高や割安を是正する市場のメカニズムが十分に機能しないことなどが挙げられます。

(注) 上記はNDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場について全てを網羅したものではありません。

* 上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアムが減少したり、為替取引によるコストが生じる可能性があります。

NDF想定金利と短期金利が乖離する一例（イメージ）



(注) 上記はイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

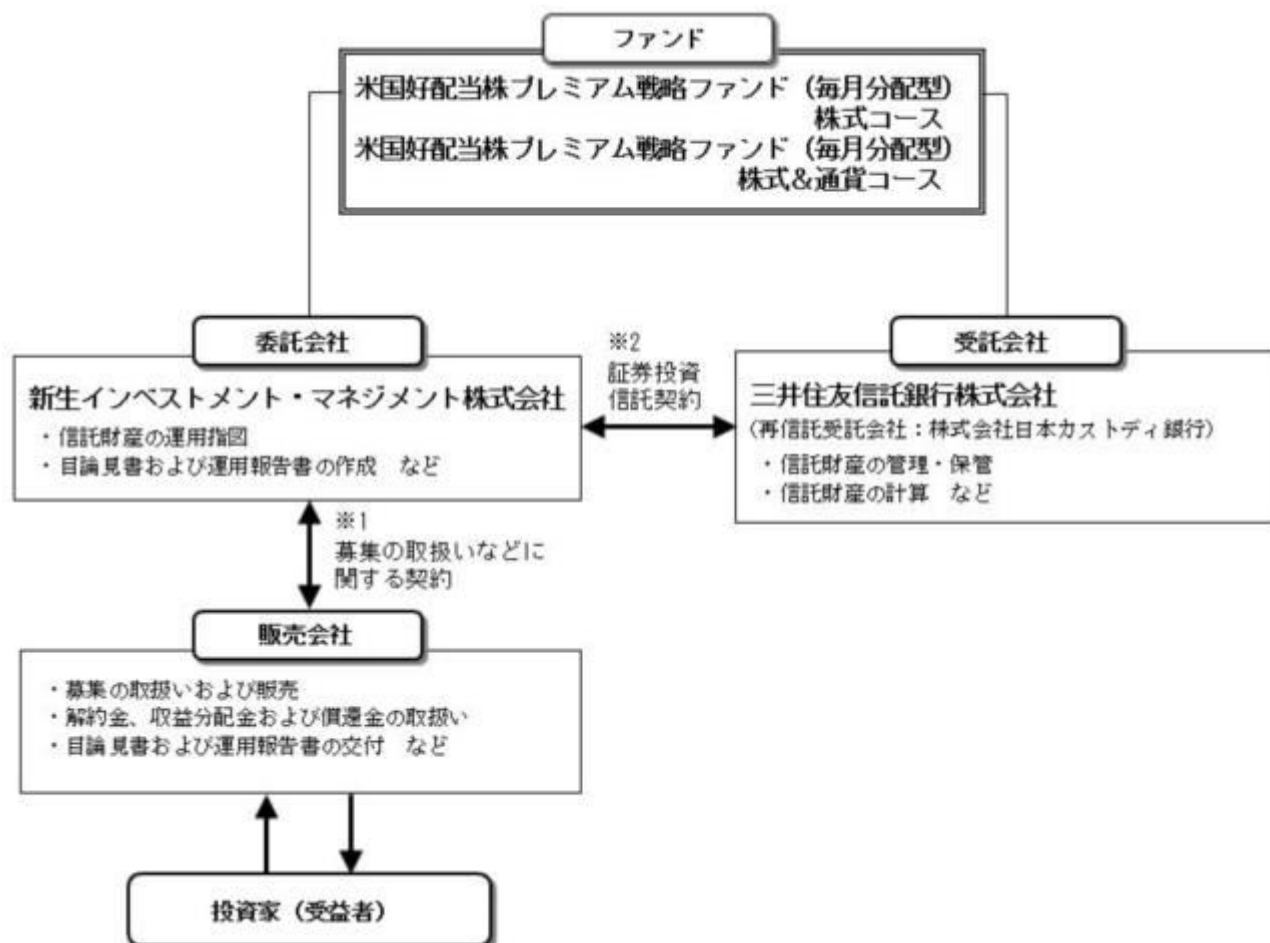
15/92

2023年7月26日

・信託終了（償還）予定

（３）【ファンドの仕組み】

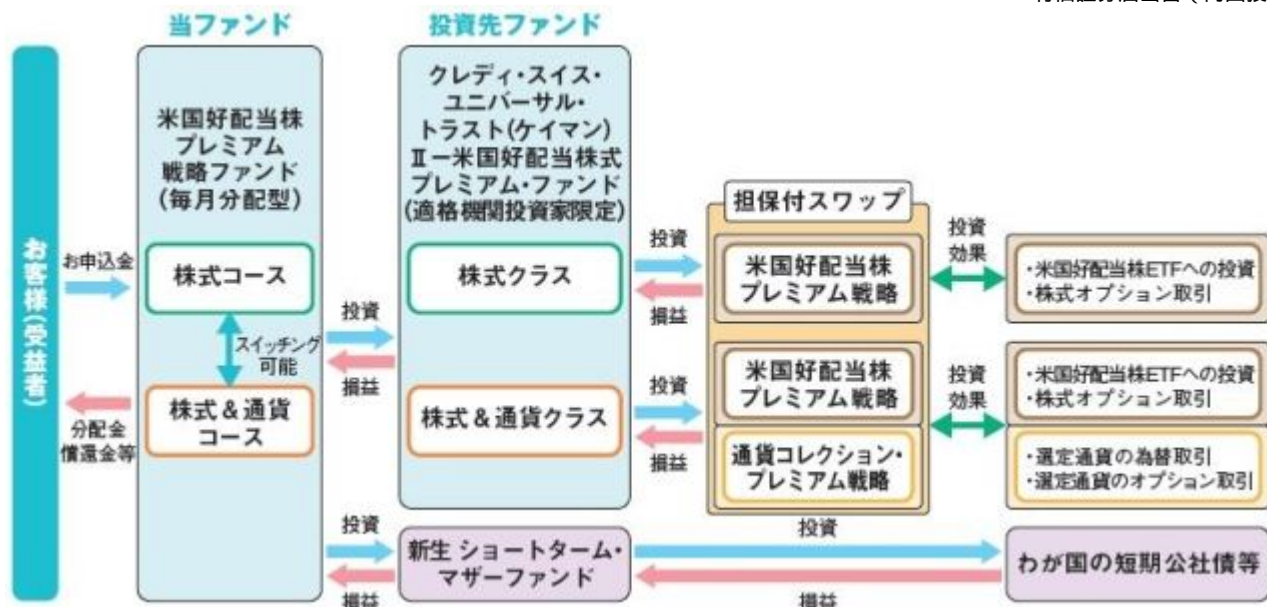
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

< ファンド・オブ・ファンズの仕組み >

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（2022年7月末現在）

1）資本金

4億9,500万円

2）沿革

- 2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
- 2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース >

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス」受益証券（以下、「投資先ファンド（株式クラス）」といいます。）を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株式ETF（以下、「米国好配当株ETF」といいます。）への投資と米国好配当株ETFにかかるコール・オプションの売却を組み合わせた「米国好配当株プレミアム戦略」を活用することにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンド（株式クラス）への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建て資産について、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース >

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 米国好配当株プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式&通貨クラス」受益証券（以下、「投資先ファンド（株式&通貨クラス）」といいます。）を通じて、実質的に米国好配当株ETFへの投資と米国好配当株ETFにかかるコール・オプションの売却を組み合わせた「米国好配当株プレミアム戦略」に加え、米ドル売り／複数の通貨買いの為替取引および当該通貨（対円）にかかるコール・オプションの売却を行う「通貨コレクション・プレミアム戦略」を活用することにより、配当収益、オプションプレミアムおよび為替取引からの投資効果と信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンド（株式&通貨クラス）への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建て資産について、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース>

投資先ファンド（株式クラス）および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンド（株式クラス）および「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース>

投資先ファンド（株式&通貨クラス）および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンド（株式＆通貨クラス）および「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資先ファンドの概要

- 1) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス
 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式＆通貨クラス

ファンド名	（株式コース） クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス（以下、「株式クラス」といいます。） （株式＆通貨コース） クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式＆通貨クラス（以下、「株式＆通貨クラス」といいます。）
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券（契約型投資信託）
運用の基本方針	<株式クラス> 主として担保付スワップ取引を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株式 E T Fへの投資と当該ファンドのコール・オプションの売却を組み合わせた戦略を活用することにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。 <株式＆通貨クラス> 主として担保付スワップ取引を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株式 E T Fへの投資と当該ファンドのコール・オプションの売却を組み合わせた戦略、ならびに原則として、米ドル売り／選定通貨買いの為替取引および当該選定通貨（対円）にかかるコール・オプションの売却を行う戦略を加えることにより、配当収益、オプションプレミアムならびに為替取引からの投資効果の獲得と、中長期的な信託財産の成長をめざします。

主な投資制限	< 株式クラス / 株式 & 通貨クラス > E T F およびオプションへの直接投資は行いません。 有価証券の空売りは行いません。 原則として、純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
運用管理報酬	< 株式クラス > 年0.50% < 株式 & 通貨クラス > 年0.64% 上記には、受託会社費用、管理事務代行費用、保管銀行費用、監査費用などを含みます。また、株式 & 通貨クラスでは、通貨助言会社への報酬も含みます。ただし、上記以外に証券取引・オプション取引等に伴う手数料がかかります。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
通貨助言会社	ミレニアム・グローバル・インベストメンツ・リミテッド

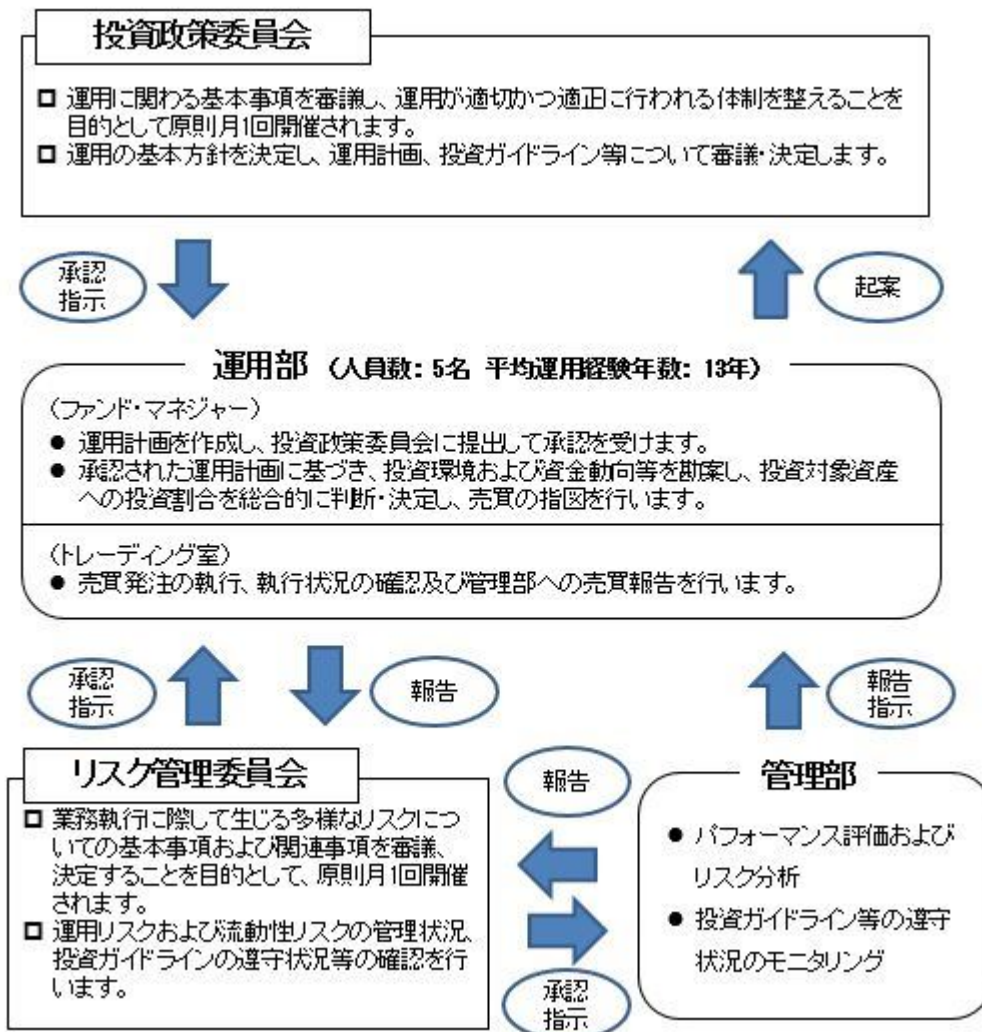
2）新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記体制は、2022年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額の水準等によって分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けい

ぞく投資契約^{*}を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて実質的に株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

オプション取引におけるリスク

（株式コース）

オプションプレミアムは、米国好配当株ETFの価格水準、価格変動率、権利行使価格、満期までの行使期間、配当金額、あるいは市場における金利水準等の様々な要因によって決定されます。オプション売却時の市場環境によっては、目標としているプレミアム収入を獲得できない場合があります。

オプションの対象資産である米国好配当株ETFの価格や価格変動率が上昇した場合などに、売却したコール・オプションの評価額が上昇することから損失を被ることがあります。

権利行使日において、売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて、対象資産の価格が上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。この支払いにより、米国好配当株ETFのみに投資した場合と比べ投資成果が劣る可能性があります。

（株式&通貨コース）

オプションプレミアムは、米国好配当株ETFの価格水準や価格変動率、選定通貨の対円為替レートの水準や変動率、権利行使価格、満期までの行使期間、あるいは市場における金利水準等の様々な要因によって決定されます。オプション売却時の市場環境によっては、目標としているプレミアム収入を獲得できない場合があります。

オプションの対象資産である米国好配当株ETFの価格や価格変動率が上昇した場合や選定通貨の対円為替レートが上昇（円安）したり、為替レートの変動率が上昇した場合などに、売却したコール・オプションの評価額が上昇することから損失を被ることがあります。

権利行使日において、売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて、米国好配当株ETFの価格や選定通貨の対円為替レートが上昇（円安）した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。この支払いにより、米国好配当株ETFのみに投資した場合と比べ投資成果が劣る可能性があります。

為替変動リスク

（株式コース）／（株式&通貨コース）

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

（株式&通貨コース）

当ファンドの投資先ファンドでは、実質的に米ドルを売り、選定通貨を買う取引を行います。この結果、当ファンドは、選定通貨の対円での為替レートの変動の影響を受けます。選定通貨に対して、円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。

選定通貨の金利が米ドル金利より低い場合には、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生し、基準価額が下落することがあります。

担保付スワップ取引にかかわるリスク

当ファンドの投資先ファンドにおけるスワップ取引は、ファンド資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、米国好配当株ETFと通貨のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約のため、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおり取引を実行できず損失を被るリスクがあります。

また、投資先ファンドは、スワップ取引の相手方が現実取引する米国好配当株ETFやオプション取引について何れの権利も有していません。

加えて、投資先ファンドにおいては、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受け取ることで、スワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続が困難となり将来の投資成果を享受することが不可能であったり、担保を処分する際に想定した価格で処分できないなど、損失を被る場合があります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等により、当該有価証券等の流動性は大きく影響されます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることがあり、デリバティブ等の決済の場合には反対売買が困難になるなど、これらの場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

その他の留意点

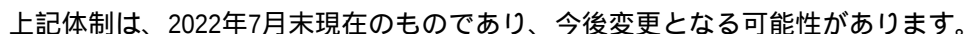
- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 3) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 4) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が、当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 5) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 6) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 7) 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

（２）リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行います。原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定します。その上で、運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行います。また、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行い、当該流動性リスクを適切に管理します。
- ・ 投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）に関する調査・分析などのデューデリジェンスは、投資企画部が定期的に行っており、投資先ファンドのパフォーマンスなどの運用状況や運用会社（または運用委託先）の経営状況／運用体制など、デューデリジェンス結果を投資政策委員会に報告すると共に確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果を、リスク管理委員会に報告します。ま

- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



「投資リスク」

(参考情報)

(株式コース)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(株式&通貨コース)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(*)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年8月末～2022年7月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	38.2	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△25.6	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値	6.2	8.7	16.5	10.5	0.1	3.6	2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(*)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年8月末～2022年7月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△33.6	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値	4.6	8.7	16.5	10.5	0.1	3.6	2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含み一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発行した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発行した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

スイッチング手数料

株式コースおよび株式&通貨コース間においては、スイッチングが可能です。スイッチング手数料およびスイッチングのお取り扱いの有無などは販売会社により異なりますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

スイッチング手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、スイッチングに関する事務手続き等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

＜米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

＜米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース＞

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り

入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.353% （税抜1.23%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	株式コース 0.50%	運用管理等の対価です。
	株式＆通貨コース 0.64%	通貨助言および運用管理等の対価です。
実質的負担	株式コース 1.853%程度（税込） 株式＆通貨コース 1.993%程度（税込）	

- ・株式コースの投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.50%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.853%程度です。
 - ・株式＆通貨コースの投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.64%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.993%程度です。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 1.353% （1.23%）	役務の内容
委託会社	0.440% （0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.880% （0.80%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% （0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- （a）株式等の売買委託手数料
- （b）外貨建資産の保管費用
- （c）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- （d）信託財産に関する租税
- （e）信託財産に係る監査費用等
- （f）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（a）から（d）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（e）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（各ファンド年額682,000円（税

込））が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

（f）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて組入有価証券およびオプションの取引に関して、発注先証券会社等に支払う手数料が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法

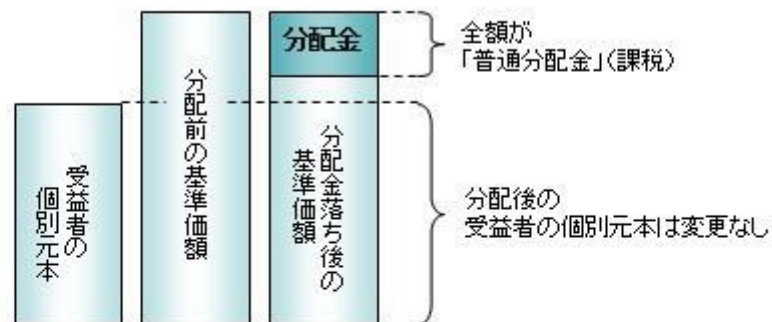
が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

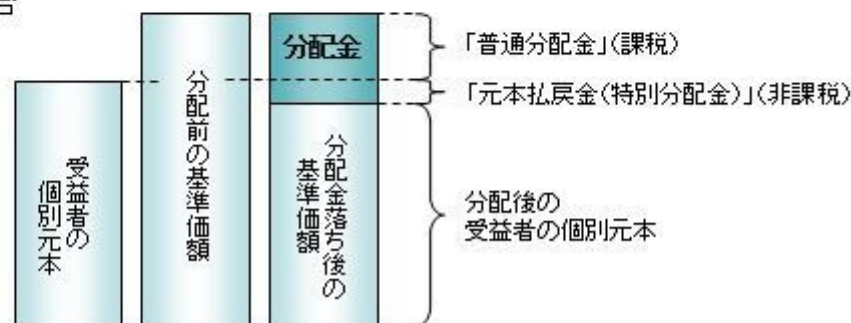
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

以下の運用状況は2022年 7月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	207,729,088	97.57
親投資信託受益証券	日本	995,678	0.47
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	4,185,780	1.97

合計(純資産総額)	212,910,546	100.00
-----------	-------------	--------

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity Class	30,057.312	6,957	209,132,765	6,911.1	207,729,088	97.57
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,125	1.0138	995,678	1.0138	995,678	0.47

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.57
親投資信託受益証券	0.47
合計	98.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年 1月27日)	278	281	0.9626	0.9726
第2特定期間末 (2014年 7月28日)	585	591	0.9560	0.9660
第3特定期間末 (2015年 1月26日)	484	489	1.0452	1.0552
第4特定期間末 (2015年 7月27日)	414	418	1.0132	1.0232
第5特定期間末 (2016年 1月26日)	372	376	0.8885	0.8985
第6特定期間末 (2016年 7月26日)	310	313	0.8380	0.8480
第7特定期間末 (2017年 1月26日)	335	339	0.8568	0.8668
第8特定期間末 (2017年 7月26日)	309	313	0.7963	0.8063

第9特定期間末	(2018年 1月26日)	273	276	0.7556	0.7656
第10特定期間末	(2018年 7月26日)	257	259	0.7313	0.7393
第11特定期間末	(2019年 1月28日)	232	234	0.6582	0.6652
第12特定期間末	(2019年 7月26日)	241	243	0.6545	0.6590
第13特定期間末	(2020年 1月27日)	203	204	0.6386	0.6426
第14特定期間末	(2020年 7月27日)	161	162	0.4891	0.4921
第15特定期間末	(2021年 1月26日)	199	200	0.5280	0.5310
第16特定期間末	(2021年 7月26日)	198	199	0.5840	0.5870
第17特定期間末	(2022年 1月26日)	197	198	0.6060	0.6090
第18特定期間末	(2022年 7月26日)	215	216	0.7008	0.7038
2021年 7月末日		200	—	0.5875	—
8月末日		203	—	0.5933	—
9月末日		197	—	0.5921	—
10月末日		197	—	0.6090	—
11月末日		200	—	0.6096	—
12月末日		206	—	0.6307	—
2022年 1月末日		198	—	0.6173	—
2月末日		200	—	0.6199	—
3月末日		222	—	0.6779	—
4月末日		223	—	0.6978	—
5月末日		218	—	0.7069	—
6月末日		220	—	0.7020	—
7月末日		212	—	0.6961	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	0.0600
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	0.0600
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	0.0600
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	0.0600
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	0.0600
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	0.0600
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	0.0600
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.0600
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	0.0600
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	0.0480
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	0.0420
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	0.0270
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	0.0240

第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0190
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	0.0180
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	0.0180
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	0.0180
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	2.26
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	5.55
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	15.61
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	2.68
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	6.39
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	1.07
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	9.40
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.06
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	2.42
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	3.14
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	4.25
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	3.54
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	1.24
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	20.44
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	11.63
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	14.02
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	6.85
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	18.61

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	366,835,104	77,233,407
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	388,901,262	66,306,075
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	167,972,345	316,239,315
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	158,260,601	212,732,992
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	79,801,348	70,052,866
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	28,682,167	77,800,943
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	73,508,378	51,925,432

第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	79,063,235	82,028,148
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	39,074,761	66,362,475
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	43,637,021	53,493,344
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	100,121,696	98,488,135
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	59,252,314	43,349,320
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	56,171,414	107,141,075
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	48,851,089	37,085,687
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	78,857,598	31,756,071
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	54,473,240	91,294,298
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	29,059,413	43,320,731
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	43,094,313	61,407,745

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース】

以下の運用状況は2022年 7月29日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,013,511,055	96.84
親投資信託受益証券	日本	11,900,979	1.14
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	21,140,821	2.02
合計(純資産総額)		1,046,552,855	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
ケイマン	投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity and Currency Class	722,104.386	1.394	1,007,216,471	1,403.55	1,013,511,055	96.84
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	11,738,982	1.0138	11,900,979	1.0138	11,900,979	1.14

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.84
親投資信託受益証券	1.14

合計	97.98
----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年 1月27日)	1,233	1,261	0.8658	0.8858
第2特定期間末 (2014年 7月28日)	2,528	2,586	0.8689	0.8889
第3特定期間末 (2015年 1月26日)	3,785	3,884	0.7663	0.7863
第4特定期間末 (2015年 7月27日)	3,298	3,404	0.6248	0.6448
第5特定期間末 (2016年 1月26日)	2,268	2,340	0.4388	0.4528
第6特定期間末 (2016年 7月26日)	3,206	3,311	0.4308	0.4448
第7特定期間末 (2017年 1月26日)	4,073	4,174	0.4052	0.4152
第8特定期間末 (2017年 7月26日)	4,476	4,598	0.3683	0.3783
第9特定期間末 (2018年 1月26日)	5,617	5,785	0.3334	0.3434
第10特定期間末 (2018年 7月26日)	4,653	4,769	0.2814	0.2884
第11特定期間末 (2019年 1月28日)	3,634	3,727	0.2332	0.2392
第12特定期間末 (2019年 7月26日)	2,791	2,827	0.2301	0.2331
第13特定期間末 (2020年 1月27日)	2,454	2,488	0.2174	0.2204
第14特定期間末 (2020年 7月27日)	1,518	1,528	0.1501	0.1511
第15特定期間末 (2021年 1月26日)	1,541	1,550	0.1766	0.1776
第16特定期間末 (2021年 7月26日)	1,420	1,428	0.1907	0.1917
第17特定期間末 (2022年 1月26日)	1,122	1,129	0.1756	0.1766
第18特定期間末 (2022年 7月26日)	1,040	1,046	0.1695	0.1705
2021年 7月末日	1,435	—	0.1946	—
8月末日	1,449	—	0.1980	—
9月末日	1,354	—	0.1942	—
10月末日	1,389	—	0.1969	—
11月末日	1,238	—	0.1797	—
12月末日	1,187	—	0.1837	—
2022年 1月末日	1,147	—	0.1792	—
2月末日	1,145	—	0.1808	—

3月末日	1,154	—	0.1832	—
4月末日	1,091	—	0.1749	—
5月末日	1,170	—	0.1818	—
6月末日	1,062	—	0.1730	—
7月末日	1,046	—	0.1705	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	0.1200
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	0.1200
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	0.1200
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	0.1200
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	0.0960
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	0.0840
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	0.0680
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.0600
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	0.0600
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	0.0420
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	0.0360
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	0.0180
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	0.0180
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0070
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	0.0060
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	0.0060
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	0.0060
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.0060

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	1.42
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	14.22
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	2.00
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	2.81
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	14.40
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	17.32
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	9.84
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	5.70
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	6.82

第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	3.00
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	4.34
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	6.39
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	2.30
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	27.74
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	21.65
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	11.38
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	4.77
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.06

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	1,652,618,616	227,971,362
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	2,124,960,372	640,202,611
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	3,686,441,350	1,655,987,231
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	3,166,522,540	2,827,063,810
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	1,934,856,234	2,045,156,961
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	3,539,496,905	1,263,779,729
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	5,597,826,623	2,988,265,448
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	6,540,640,165	4,440,106,124
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	9,413,898,446	4,722,341,194
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	4,358,952,480	4,667,664,794
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	2,842,808,807	3,796,585,180
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	1,303,582,276	4,753,850,997
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	1,215,151,607	2,056,454,353
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	1,159,962,409	2,339,634,656
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	297,957,307	1,681,893,656
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	194,715,746	1,473,152,510
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	917,222,469	1,972,842,962
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	334,797,201	593,492,162

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2022年 7月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	19,803,504	74.18
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,893,572	25.82
合計(純資産総額)		26,697,076	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第1086回国庫 短期証券	19,800,000	100.02	19,804,653	100.01	19,803,504	—	2022/9/12	74.18

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	74.18
合計	74.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2022年7月末現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

〈株式コース〉

決算期	分配金
2022年 7月	30円
2022年 6月	30円
2022年 5月	30円
2022年 4月	30円
2022年 3月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	7,720円

〈株式&通貨コース〉

決算期	分配金
2022年 7月	10円
2022年 6月	10円
2022年 5月	10円
2022年 4月	10円
2022年 3月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	9,930円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

【投資比率】

●株式コース

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ	97.6%
一米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定) 株式クラス	0.5%
新生 ショートターム・マザー・ファンド	2.0%
コール・ローン等	

銘柄名	比率*
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100% ^(注)

●株式&通貨コース

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ	
一米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定) 株式&通貨クラス	96.8%
新生 ショートターム・マザー・ファンド	1.1%
コール・ローン等	2.0%

銘柄名	比率*
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100% ^(注)

*比率は、当ファンドの主な投資対象である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ一米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)」株式コース、株式&通貨コースそれぞれの純資産総額に対する比率です。

※投資比率、選定通貨の構成比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100%にならない場合があります。

(注)担保付スワップ取引を通じて、実質的に保有している比率です。

【選定通貨の構成比率^(注)】

●株式&通貨コース

選定通貨	構成比率
ブラジル・リアル	28.6%
メキシコ・ペソ	23.8%
ポーランド・ズロチ	19.0%
南アフリカ・ランド	14.3%
インド・ルピー	9.5%
フィリピン・ペソ	4.8%
合計	100.0%

年間収益率の推移 <暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
 ※2013年は設定日(2013年7月31日)から年末までの収益率、2022年は年初来7月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の２通りがあります。
ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
販売会社によっては、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。ただし、取得申込期間は2022年10月27日から2023年4月25日までとします。

各ファンドは、2023年7月26日をもって信託期間が終了いたします。

（５）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日

（７）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）

受 付 時 間：営業日の9時～17時

（９）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（10）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

各ファンドは、2023年7月26日をもって信託期間が終了いたします。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

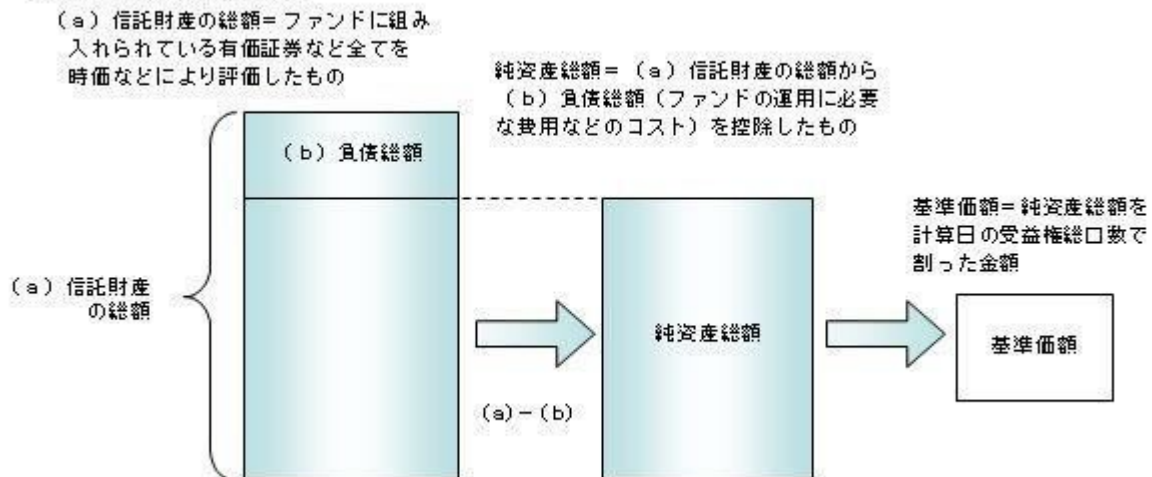
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2023年7月26日までとします（2013年7月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎月27日から翌月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により各ファンド毎の受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合
 - ロ）iシェアーズ 好配当株式 E T F が上場廃止となったとき
 - ハ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- 二）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

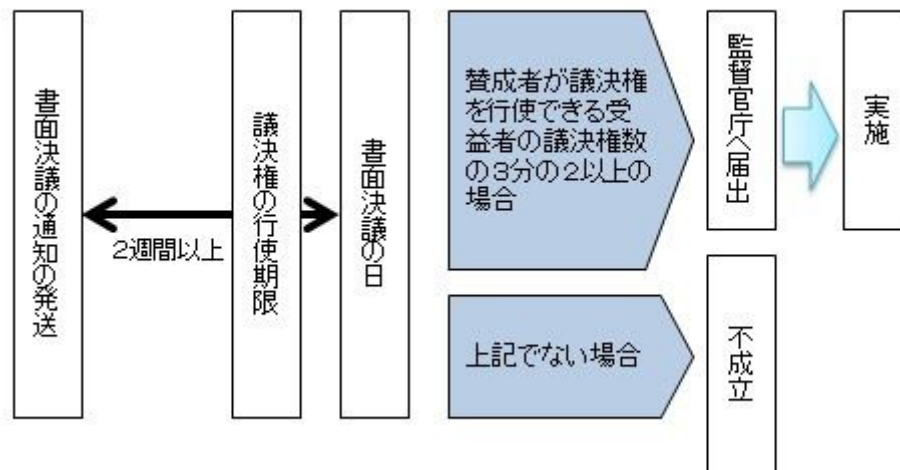
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

- 1) 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.shinsei-investment.com/>
- 2) 1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月（特定期間）ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間（令和4年1月27日から令和4年7月26日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,643,438	6,659,654
投資信託受益証券	190,607,518	209,132,765
親投資信託受益証券	996,071	995,678
流動資産合計	200,247,027	216,788,097
資産合計	200,247,027	216,788,097
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	977,738	922,797
未払解約金	1,450,719	671
未払受託者報酬	5,587	5,699
未払委託者報酬	223,428	227,989
未払利息	16	12
その他未払費用	72,557	72,047
流動負債合計	2,730,045	1,229,215
負債合計	2,730,045	1,229,215
純資産の部		
元本等		
元本	325,912,672	307,599,240
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,395,690	92,040,358
元本等合計	197,516,982	215,558,882
純資産合計	197,516,982	215,558,882
負債純資産合計	200,247,027	216,788,097

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間 （自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日）	第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
営業収益		
受取配当金	7,636,387	7,575,547
有価証券売買等損益	7,271,331	30,488,851
営業収益合計	14,907,718	38,064,398
営業費用		
支払利息	2,810	2,532
受託者報酬	33,448	35,231
委託者報酬	1,337,840	1,409,078
その他費用	442,293	447,698
営業費用合計	1,816,391	1,894,539
営業利益又は営業損失（ ）	13,091,327	36,169,859
経常利益又は経常損失（ ）	13,091,327	36,169,859
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,091,327	36,169,859
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	112,706	390,153
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	141,504,642	128,395,690
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,364,505	19,761,708
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,364,505	19,761,708
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,517,077	13,475,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,517,077	13,475,010
分配金	5,942,509	5,711,072
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,395,690	92,040,358

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額 340,173,990円	期首元本額 325,912,672円
	期中追加設定元本額 29,059,413円	期中追加設定元本額 43,094,313円
	期中一部解約元本額 43,320,731円	期中一部解約元本額 61,407,745円
2. 特定期間の末日における受益権総数	325,912,672口	307,599,240口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 128,395,690円	元本の欠損 92,040,358円
4. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.6060円 (10,000口当たり純資産額) (6,060円)	1口当たり純資産額 0.7008円 (10,000口当たり純資産額) (7,008円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17特定期間 (自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日)	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)
1. 分配金の計算過程	第97期 (自令和 3年 7月27日至令和 3年 8月26日) 費用控除後の配当等収益額 1,190,809円	第103期 (自令和 4年 1月27日至令和 4年 2月28日) 費用控除後の配当等収益額 1,227,940円

費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	37,760,771円	収益調整金	36,050,977円
分配準備積立金	2,577,479円	分配準備積立金	2,822,795円
当ファンドの分配対象収益 額	41,529,059円	当ファンドの分配対象収益 額	40,101,712円
当ファンドの期末残存口数	341,393,761口	当ファンドの期末残存口数	323,619,159口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,216.43円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,239.15円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	1,024,181円	分配金	970,857円
第98期 （自令和 3年 8月27日至令和 3年 9月27日）		第104期 （自令和 4年 3月 1日至令和 4年 3月28日）	
費用控除後の配当等収益額	979,467円	費用控除後の配当等収益額	1,209,354円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	36,800,104円	収益調整金	36,115,379円
分配準備積立金	2,658,276円	分配準備積立金	3,034,062円
当ファンドの分配対象収益 額	40,437,847円	当ファンドの分配対象収益 額	40,358,795円
当ファンドの期末残存口数	332,380,272口	当ファンドの期末残存口数	323,655,114口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,216.60円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,246.94円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	997,140円	分配金	970,965円
第99期 （自令和 3年 9月28日至令和 3年10月26日）		第105期 （自令和 4年 3月29日至令和 4年 4月26日）	
費用控除後の配当等収益額	1,175,252円	費用控除後の配当等収益額	1,253,417円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	4,983,554円
収益調整金	35,823,282円	収益調整金	36,714,034円
分配準備積立金	2,556,814円	分配準備積立金	3,176,791円
当ファンドの分配対象収益 額	39,555,348円	当ファンドの分配対象収益 額	46,127,796円
当ファンドの期末残存口数	323,296,425口	当ファンドの期末残存口数	327,605,217口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,223.48円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,408.00円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	969,889円	分配金	982,815円
第100期 （自令和 3年10月27日至令和 3年11月26日）		第106期 （自令和 4年 4月27日至令和 4年 5月26日）	
費用控除後の配当等収益額	1,147,705円	費用控除後の配当等収益額	902,972円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	36,626,008円	収益調整金	34,646,413円

	分配準備積立金	2,743,959円	分配準備積立金	7,910,520円
	当ファンドの分配対象収益額	40,517,672円	当ファンドの分配対象収益額	43,459,905円
	当ファンドの期末残存口数	329,771,008口	当ファンドの期末残存口数	308,507,502口
	10,000口当たり収益分配対象額	1,228.64円	10,000口当たり収益分配対象額	1,408.70円
	10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
	分配金	989,313円	分配金	925,522円
	第101期 （自令和 3年11月27日至令和 3年12月27日）		第107期 （自令和 4年 5月27日至令和 4年 6月27日）	
	費用控除後の配当等収益額	986,591円	費用控除後の配当等収益額	912,754円
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	36,476,274円	収益調整金	35,455,171円
	分配準備積立金	2,858,524円	分配準備積立金	7,673,943円
	当ファンドの分配対象収益額	40,321,389円	当ファンドの分配対象収益額	44,041,868円
	当ファンドの期末残存口数	328,082,986口	当ファンドの期末残存口数	312,705,483口
	10,000口当たり収益分配対象額	1,228.99円	10,000口当たり収益分配対象額	1,408.40円
	10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
	分配金	984,248円	分配金	938,116円
	第102期 （自令和 3年12月28日至令和 4年 1月26日）		第108期 （自令和 4年 6月28日至令和 4年 7月26日）	
	費用控除後の配当等収益額	1,027,344円	費用控除後の配当等収益額	1,094,594円
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	36,259,755円	収益調整金	34,950,070円
	分配準備積立金	2,824,218円	分配準備積立金	7,468,668円
	当ファンドの分配対象収益額	40,111,317円	当ファンドの分配対象収益額	43,513,332円
	当ファンドの期末残存口数	325,912,672口	当ファンドの期末残存口数	307,599,240口
	10,000口当たり収益分配対象額	1,230.72円	10,000口当たり収益分配対象額	1,414.59円
	10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
	分配金	977,738円	分配金	922,797円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第17特定期間 (自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日)	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

投資信託受益証券	5,366,093	1,515,430
親投資信託受益証券	98	196
合計	5,366,191	1,515,234

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間 （自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日）	第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表 （令和 4年 7月26日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity Class	30,057.312	209,132,765	

投資信託受益証券合計		30,057,312	209,132,765	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,125	995,678	
親投資信託受益証券合計		982,125	995,678	
合計			210,128,443	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,752,463	28,880,189
投資信託受益証券	1,085,007,989	1,007,216,471
親投資信託受益証券	26,905,676	11,900,979
流動資産合計	1,130,666,128	1,047,997,639
資産合計	1,130,666,128	1,047,997,639
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,394,660	6,135,965
未払解約金	57,125	418,265
未払受託者報酬	32,093	27,242
未払委託者報酬	1,283,691	1,089,638
未払利息	35	55
その他未払費用	152,879	137,322
流動負債合計	7,920,483	7,808,487
負債合計	7,920,483	7,808,487
純資産の部		
元本等		
元本	6,394,660,774	6,135,965,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,271,915,129	5,095,776,661
元本等合計	1,122,745,645	1,040,189,152
純資産合計	1,122,745,645	1,040,189,152
負債純資産合計	1,130,666,128	1,047,997,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間 （自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日）	第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
営業収益		
受取配当金	53,370,658	47,944,716
有価証券売買等損益	98,544,695	38,171,243
営業収益合計	45,174,037	9,773,473
営業費用		
支払利息	10,955	7,789
受託者報酬	221,045	181,780
委託者報酬	8,841,799	7,271,352
その他費用	1,010,776	891,799
営業費用合計	10,084,575	8,352,720
営業利益又は営業損失（ ）	55,258,612	1,420,753
経常利益又は経常損失（ ）	55,258,612	1,420,753
当期純利益又は当期純損失（ ）	55,258,612	1,420,753
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,148,187	146,584
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,029,494,011	5,271,915,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,596,481,930	487,877,901
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,596,481,930	487,877,901
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	743,234,404	275,421,348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	743,234,404	275,421,348
分配金	41,558,219	37,592,254
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,271,915,129	5,095,776,661

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額 7,450,281,267円	期首元本額 6,394,660,774円
	期中追加設定元本額 917,222,469円	期中追加設定元本額 334,797,201円
	期中一部解約元本額 1,972,842,962円	期中一部解約元本額 593,492,162円
2. 特定期間の末日における受益権総数	6,394,660,774口	6,135,965,813口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,271,915,129円	元本の欠損 5,095,776,661円
4. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.1756円 (10,000口当たり純資産額) (1,756円)	1口当たり純資産額 0.1695円 (10,000口当たり純資産額) (1,695円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17特定期間 (自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日)	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)
1. 分配金の計算過程	第97期 (自令和 3年 7月27日至令和 3年 8月26日) 費用控除後の配当等収益額 9,041,675円	第103期 (自令和 4年 1月27日至令和 4年 2月28日) 費用控除後の配当等収益額 7,890,578円

費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	497,152,222円	収益調整金	438,095,276円
分配準備積立金	61,304,726円	分配準備積立金	51,302,839円
当ファンドの分配対象収益 額	567,498,623円	当ファンドの分配対象収益 額	497,288,693円
当ファンドの期末残存口数	7,319,616,663口	当ファンドの期末残存口数	6,335,398,834口
10,000口当たり収益分配対 象額	775.30円	10,000口当たり収益分配対 象額	784.92円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	7,319,616円	分配金	6,335,398円
第98期 （自令和 3年 8月27日至令和 3年 9月27日）		第104期 （自令和 4年 3月 1日至令和 4年 3月28日）	
費用控除後の配当等収益額	7,107,484円	費用控除後の配当等収益額	6,885,410円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	473,866,677円	収益調整金	436,570,129円
分配準備積立金	60,210,869円	分配準備積立金	52,508,272円
当ファンドの分配対象収益 額	541,185,030円	当ファンドの分配対象収益 額	495,963,811円
当ファンドの期末残存口数	6,975,016,487口	当ファンドの期末残存口数	6,310,658,126口
10,000口当たり収益分配対 象額	775.87円	10,000口当たり収益分配対 象額	785.90円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,975,016円	分配金	6,310,658円
第99期 （自令和 3年 9月28日至令和 3年10月26日）		第105期 （自令和 4年 3月29日至令和 4年 4月26日）	
費用控除後の配当等収益額	8,517,151円	費用控除後の配当等収益額	6,730,471円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	487,471,190円	収益調整金	431,670,839円
分配準備積立金	59,444,537円	分配準備積立金	52,366,824円
当ファンドの分配対象収益 額	555,432,878円	当ファンドの分配対象収益 額	490,768,134円
当ファンドの期末残存口数	7,136,352,623口	当ファンドの期末残存口数	6,237,327,505口
10,000口当たり収益分配対 象額	778.30円	10,000口当たり収益分配対 象額	786.81円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	7,136,352円	分配金	6,237,327円
第100期 （自令和 3年10月27日至令和 3年11月26日）		第106期 （自令和 4年 4月27日至令和 4年 5月26日）	
費用控除後の配当等収益額	6,816,135円	費用控除後の配当等収益額	6,676,259円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	474,905,758円	収益調整金	447,123,668円
分配準備積立金	56,992,122円	分配準備積立金	52,628,305円

	当ファンドの分配対象収益額	538,714,015円	当ファンドの分配対象収益額	506,428,232円
	当ファンドの期末残存口数	6,913,726,314口	当ファンドの期末残存口数	6,430,123,918口
	10,000口当たり収益分配対象額	779.19円	10,000口当たり収益分配対象額	787.57円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
	分配金	6,913,726円	分配金	6,430,123円
	第101期		第107期	
	（自令和 3年11月27日至令和 3年12月27日）		（自令和 4年 5月27日至令和 4年 6月27日）	
	費用控除後の配当等収益額	6,854,004円	費用控除後の配当等収益額	6,530,536円
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	471,087,630円	収益調整金	427,353,632円
	分配準備積立金	54,032,168円	分配準備積立金	50,505,128円
	当ファンドの分配対象収益額	531,973,802円	当ファンドの分配対象収益額	484,389,296円
	当ファンドの期末残存口数	6,818,849,689口	当ファンドの期末残存口数	6,142,783,882口
	10,000口当たり収益分配対象額	780.14円	10,000口当たり収益分配対象額	788.54円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
	分配金	6,818,849円	分配金	6,142,783円
	第102期		第108期	
	（自令和 3年12月28日至令和 4年 1月26日）		（自令和 4年 6月28日至令和 4年 7月26日）	
	費用控除後の配当等収益額	7,511,705円	費用控除後の配当等収益額	6,683,561円
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	442,015,712円	収益調整金	427,082,512円
	分配準備積立金	50,796,471円	分配準備積立金	50,662,357円
	当ファンドの分配対象収益額	500,323,888円	当ファンドの分配対象収益額	484,428,430円
	当ファンドの期末残存口数	6,394,660,774口	当ファンドの期末残存口数	6,135,965,813口
	10,000口当たり収益分配対象額	782.39円	10,000口当たり収益分配対象額	789.48円
	10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
	分配金	6,394,660円	分配金	6,135,965円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第17特定期間 （自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日）	第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
---	---

1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	第17特定期間 (令和 4年 1月26日現在)	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	40,118,464	17,348,558
親投資信託受益証券	2,653	2,348

合計	40,121,117	17,350,906
----	------------	------------

（デリバティブ取引に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間 （自令和 3年 7月27日 至令和 4年 1月26日）	第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 （令和 4年 7月26日現在）
 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity and Currency Class	722,104.386	1,007,216,471	
投資信託受益証券合計		722,104.386	1,007,216,471	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	11,738,982	11,900,979	

親投資信託受益証券合計	11,738,982	11,900,979	
合計		1,019,117,450	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース）および（米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式&通貨クラス」の受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（令和3年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの、特定期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（令和 4年 7月26日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,893,624
国債証券	19,803,920
流動資産合計	26,697,544
資産合計	26,697,544
負債の部	
流動負債	
未払利息	13
流動負債合計	13
負債合計	13
純資産の部	
元本等	
元本	26,333,083
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	364,448
元本等合計	26,697,531
純資産合計	26,697,531
負債純資産合計	26,697,544

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提示する価格で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 4年 7月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額 41,123,066円
	期中追加設定元本額 -円
	期中一部解約元本額 14,789,983円
	期末元本額 26,333,083円
	元本の内訳＊
	新生・ＵＴＩインドファンド 731,115円
	新生・フラトンＶＰＩＣファンド 4,607,481円
	新生・ＵＴＩインドインフラ関連株式ファンド 7,097,650円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分 配型）株式コース 982,125円

	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース	11,738,982円
	新生・ワールドラップ・セレクト	982,415円
	早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２	98,348円
	ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティグロース・日本株式ファンド	29,160円
	ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティグロース・世界株式ファンド	65,807円
２．	計算日における受益権総数	26,333,083口
３．	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
４．	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0138円 (10,000口当たり純資産額) (10,138円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

（自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）	
1 金融商品に対する取組方針	本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年 7月26日現在）	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（令和 4年 7月26日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	733
合計	733

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）
該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表 （令和 4年 7月26日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	------	-----	----

国債証券	第 1 0 8 6 回国庫短期証券	19,800,000	19,803,920	
合計		19,800,000	19,803,920	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -

米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス

財政状態計算書

（2021年6月30日に終了する年度）

	2021年6月30日現在	2020年6月30日現在
	円	円
資産		
現金	-	-
公正価値での担保付スワップ投資 （2021年分コスト：3,682,369,503円； 2020年分コスト：5,010,342,876円）	1,609,589,744	1,590,157,439
未収未決済約定代金	-	15,000,000
未収利息	225,085	211,337
資産合計	1,609,814,829	1,605,368,776
負債		
未払支払代行会社手数料	225,085	211,337

未払解約金	-	15,000,000
負債合計	225,085	15,211,337
償還可能な受益証券保有者に帰属する純資産	1,609,589,744	1,590,157,439
投資先別純資産：		
株式クラス	192,937,792	151,708,878
株式&通貨クラス	1,416,651,952	1,438,448,561
	1,609,589,744	1,590,157,439
発行済受益証券：		
株式クラス	32,649.944	32,159.358
株式&通貨クラス	872,326.390	1,207,247.403
	904,976.334	1,239,406.761
一口当たり純資産価額：		
株式クラス	5,909.284	4,717.410
株式&通貨クラス	1,623.993	1,191.511

これらの財務諸表は、2021年10月27日に承認されました。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス
 包括利益計算書
 （2021年6月30日に終了する年度）

	2021年6月30日現在 円	2020年6月30日現在 円
収入		
損益を通じて公正価値で測定する (FVTPL ¹) 金融商品における純利益/(損失)		
手数料収入	155,702,907	408,427,382
担保付スワップ投資純利益/(損失)	506,432,305	(998,353,296)
純投資収益	662,135,212	(589,925,914)
営業費用	(10,401,242)	(14,646,918)
営業費用合計	(10,401,242)	(14,646,918)
償還可能な受益証券保有者に帰属する 調整前純資産変動額	651,733,970	(604,572,832)
償還可能な受益証券保有者への調整額	(145,301,665)	(393,780,464)
償還可能な受益証券保有者に帰属する 調整後純資産変動額	506,432,305	(998,353,296)

¹：実現および未実現損益、受取利息および支払利息、受取配当金および配当関連費用や損失、その他収入などを含む、損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定された金融商品からの純収入に関わるものです。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス
 償還可能な受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
 （2021年6月30日に終了する年度）

	円
2019年6月30日現在の残高	3,001,210,735
償還可能な受益証券の発行額	57,000,000
償還可能な受益証券の償還額	(469,700,000)
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	(998,353,296)
2020年6月30日現在の残高	1,590,157,439
償還可能な受益証券の発行額	26,000,000
償還可能な受益証券の償還額	(513,000,000)
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	506,432,305
2021年6月30日現在の残高	1,609,589,744

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス
 キャッシュフロー計算書
 （2021年6月30日に終了する年度）

	2021年6月30日現在	2020年6月30日現在
	円	円
営業活動		
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	506,432,305	(998,353,296)
投資資産への支出	(26,000,000)	(57,000,000)
投資資産の販売手取金	510,490,811	467,494,785
現金を含まない対価の調整：		
担保付スワップ投資純（利益）/損失	(506,432,305)	998,353,296
非資金的営業損益の純変動：		
未収未決済約定代金	15,000,000	(15,000,000)
未収利息	(13,748)	178,120
未払支払代行会社手数料	13,748	(178,120)
営業活動によるキャッシュフロー	499,490,811	395,494,785
財務活動		
償還可能な受益証券からの資金調達	26,000,000	57,000,000
償還可能な受益証券の償還金支払	(525,490,811)	(452,494,785)
財務活動によるキャッシュフロー	(499,490,811)	(395,494,785)
当期現金純減	-	-
期首現金残高	-	-
期末現金残高	-	-

（参考情報）

担保付スワップ取引を通じて、実質的に投資している比率です。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定） 株式クラス
（2022年7月末現在）

銘柄名	比率 [*]
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100%

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定） 株式&通貨クラス
（2022年7月末現在）

銘柄名	比率 [*]
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100%

* 比率は、当ファンドの主な投資対象である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）」株式コース、株式&通貨コースそれぞれの純資産総額に対する比率です。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 7月29日現在です。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

【純資産額計算書】

資産総額	214,664,541円
負債総額	1,753,995円
純資産総額（ - ）	212,910,546円
発行済口数	305,879,415口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6961円

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース】

【純資産額計算書】

資産総額	1,048,484,501円
負債総額	1,931,646円
純資産総額（ - ）	1,046,552,855円
発行済口数	6,137,141,419口
1口当たり純資産額（ / ）	0.1705円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	26,697,089円
負債総額	13円
純資産総額（ - ）	26,697,076円
発行済口数	26,333,083口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0138円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年7月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

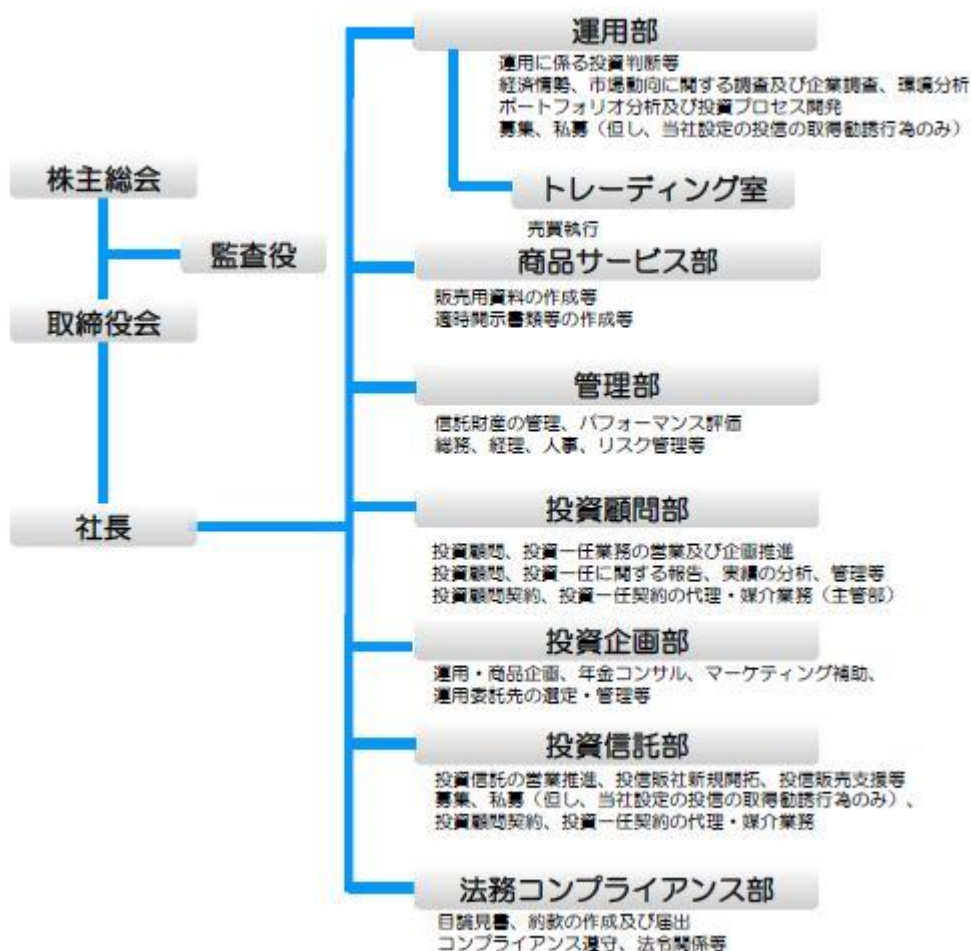
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2022年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2022年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計185本（追加型投資信託62本、単位型投資信託123本）であり、純資産の総額は564,569百万円（百万円未満切捨）です。

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金	3		928,035		1,119,746
前払費用			9,034		8,219
未収委託者報酬			304,947		392,027
未収運用受託報酬			7,802		7,791
未収収益			4,752		4,951
立替金			15,344		17,635
流動資産計			1,269,916		1,550,370

固定資産					
有形固定資産			22,685		13,350
建物	1	21,927		8,611	
器具備品	1	757		4,738	
無形固定資産			-		1,425
ソフトウェア	2	-		1,425	
投資その他の資産			62,976		55,330
差入保証金	3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計			85,661		70,106
資産合計			1,355,577		1,620,476

期別		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）		第21期 （ 2022年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（ 負債の部 ）					
流動負債					
未払金			223,924		318,954
未払手数料	3	157,310		207,242	
その他未払金	3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
（ 純資産の部 ）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

（２）【損益計算書】

期別		第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用	1				
支払手数料		701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		-	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		-		112	

特別損失計			-		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	1	12,871		70,373	
法人税等調整額		5,124	7,746	9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	—	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容				
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。				

3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

（損益計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table><tr><td>株式の種類</td><td>当会計 年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当会計 年度末</td></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	<table><tr><td>株式の種類</td><td>当会計 年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当会計 年度末</td></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	

（リース取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
資産計	1,232,982	1,232,982	-
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

（2）時価の算定方法

資 産預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	５年超
預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
合計	1,232,982	-

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．金融商品の状況に対する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、１年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。
-------------------------------------	-------------------------------------

（セグメント情報等）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241	—	669	—	32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910	—	619	15,111	18,418

(関連当事者情報)

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払 手数料	53,141
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	10,238	その他 未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	---------------	--------------------	---------------	-------	--------------	----	------------------

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	56,536	その他 未払金	56,536

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

株式会社新生銀行（東京証券取引所スタンダード市場に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,353千円	5,915千円
評価性引当額小計(注1)	28,160千円	19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
繰延税金負債		
建物（除去費用）	4,734千円	— 千円
その他	137千円	— 千円
繰延税金負債合計	4,871千円	— 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第20期（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
評価性引当額	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	8,403	9,403	—	—	—	—	17,807
評価性引当額	4,586	9,403	—	—	—	—	13,990
繰延税金資産	3,816	—	—	—	—	—	3,816

（b）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	3.76%
その他	0.09%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

（収益認識関係）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（退職給付関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期
（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券 1	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
フィデリティ証券株式会社	11,757百万円	
マネックス証券株式会社 1	12,200百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	
リーディング証券株式会社 2	550百万円	
リテラ・クレア証券株式会社 3	3,794百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社 3	30,043百万円	

- 1 株式会社ＳＢＩ証券およびマネックス証券株式会社は、株式会社新生銀行との金融商品仲介業務における業務提携に伴い、株式会社新生銀行に募集の取扱いを委託します。
- 2 株式＆通貨コースのみの取扱いとなります。
- 3 株式コースのみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨

の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

（２）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（３）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年10月5日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コースの令和4年1月27日から令和4年7月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コースの令和4年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年10月5日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コースの令和4年1月27日から令和4年7月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コースの令和4年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。